

---

○副議長（永森直人）休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤則寿議員。

〔1番佐藤則寿議員登壇〕

○1番（佐藤則寿）公明党の佐藤則寿でございます。午後一の質問になりますので、よろしくお願いいたします。

通告に従い、本日は5項目について早速質問に入らせていただきます。

初めに、防災対策について伺います。

政府は、昨年4月から災害時に情報を共有する新総合防災情報システム（S O B O－W E B）の運用を開始しております。このシステムで、災害発生時に災害対応の機関が被災状況の全体像を早期に把握できるよう支援することを目的に、それまで国の機関しか利用できなかった旧システムの扱うデータ量を大量に強化し、地方自治体や指定公共機関も利用できるようになりました。

国からは、各都道府県の防災システムと連携することが求められ、今年度、本県においても連携に向けた事業が実施される予定とされております。

そこでまず、内閣府が構築したこの新総合防災情報システム（S O B O－W E B）ですが、これと県総合防災情報システムの連携により、今後の災害対応にどのような効果を期待しているのか、中林危機管理局長の所見を伺います。

先般、私は、能登半島地震、奥能登豪雨からの復旧・復興に従事する石川県の浅野副知事の講演を伺いました。高齢社会における災害復旧についての御講演で、地震でデジタルを活用した支援に時間

と手間がかかり、避難者数や居場所を把握するシステムの稼働が発災から3か月後となるなど対応が後手に回ったことや、被災高齢者らの見守りについてなど、様々な観点からのお話を伺いました。

その中で、石川県が構築した被災者データベース・システムを、今後、広域被災者データベース・システムとして全国展開を進めるとのお話も伺いました。

そこで改めて、石川県におけるこの被災者データベース・システムが果たした役割やその評価について、また、それを踏まえて、本県における広域被災者データベース・システム活用の見込みをどのように考えているのか、中林危機管理局長に伺います。

ところで、災害時の福祉的支援を充実させるため、被災者支援の充実などを柱とする改正災害対策基本法などが5月28日の参院本会議で可決し、成立いたしました。

法的な裏づけができたことにより、避難所を中心に高齢者や障害者らの要配慮者の体調管理や相談支援に当たる福祉専門職の災害派遣福祉チーム（DWA T）の活動範囲が広がり、在宅や車中泊の避難者に対してもニーズに応じた支援を届けられるようになり、災害関連死の防止にもつながることが期待されます。

そこで、県としてこの法改正の趣旨を踏まえて今後どのように取り組んでいくのか、蔵堀副知事に伺います。

次に、熱中症対策について伺います。

我が国は亜熱帯化が進み、今や熱中症は気象災害の一つとも言われます。厚労省によりますと、2024年に職場での熱中症によって4日以上休業を余儀なくされた人は1,257人に上り、このうち31人が亡くなったとのことで、業種別では、建設業や製造業、運送業

で多く、高齢の働き手が重症化するケースが目立つとのことであります。

こうした中で、御案内のとおり今月6月1日から、企業における熱中症対策が罰則つきで義務化されました。今回の義務化は熱中症の初期対応を強化して重症化を防ぐことが狙いであり、熱中症が疑われる従業員をいち早く発見できる体制の整備とともに、体の冷却や医療機関への搬送といった必要な措置の手順を定め、従業員らに周知することなどを求めています。

そこで、この義務化を踏まえて、県として県内企業の熱中症対策の促進にどのように取り組んでいくのか山室商工労働部長に伺います。

また、富山県は、全国でも一番暑い日を記録する日も多くなりました。県内の熱中症による死者数は、令和4年までの5年間平均で人口10万人当たり約1.5人と全国でワースト4位であり、私は、県民の命を守る取組は他の都道府県以上に積極的であらねばならないと考えております。

梅雨入りの6月でありながら既に連日の酷暑、危険な暑さが続いております。クーリングシェルの設置や啓発リーフレット配布といった対策など、特に高齢者の熱中症予防には、より個別、具体的な働きかけが不可欠であります。

そこで改めて、高齢者の熱中症死亡が後を絶たない現状を重く受け止め、高齢者らの熱中症弱者への迅速かつ効果的な情報伝達のための対策を早急に講ずるべきと考えますが、新田知事の所見を伺います。

次に、中小企業支援について3点伺います。

経済の持続的な成長や賃上げを実現するには、地域に根差す中小企業の成長を力強く支えていくことが重要であります。経産省では、今年度から、売上高100億円超を目指す中小企業の大胆な投資を支援するため、公明党が推進した中小企業成長加速化補助金をスタートさせました。

しかし、原材料費の高騰や人手不足といった経営課題に加え、さらには米国の関税措置など、中小企業の経営環境は依然として厳しい状況が続く中で、中小企業の稼ぐ力の強化と成長企業の創出に向け、県としてどのように取り組んでいくのか山室商工労働部長に伺います。

また、中小企業が賃上げ原資を確保するためには、生産性や稼ぐ力の向上は欠かせません。中小企業がデジタル化や業務の機械化のための設備を導入する際に、賃上げにつなげることを条件とした補助制度を設けるなど、県として一層の支援策が必要と考えますが、山室商工労働部長の御所見を伺います。

ところで、福井県事業承継・引継ぎ支援センターの仲介で成約した昨年度の事業承継が、過去最高となったとの報道がありました。同センターでは、今年度も、独自データの活用や自治体との連携強化で、後継者難による廃業の回避に取り組むとのことであります。本県においても積極的な施策が重要と考えます。

そこで、高齢化の進展等を背景に、中小企業や小規模事業者の事業承継が全国的に問題となっておりますけれども、本県における事業承継に関する現状の課題と今後の対策について新田知事に伺います。

次に、がん患者への支援について伺います。

私は、令和５年の初当選後の初議会での一般質問において、多くのがん患者や関係者から長年にわたり御要望をいただいている医療用ウィッグ等への支援、アピアランスケアについて県の施策を求めました。

県では、令和６年１０月より、がん患者のがん治療に伴う心理的負担を軽減するとともに、社会参加を促進し療養生活の質の向上を図るため、がん治療に伴う外見の変化を補完する補正具の購入費用の一部を、各市町村の助成金額に上乗せして助成しており、患者や関係者からも喜びの声をいただいております。その一方で、医療用ウィッグ等を必要とされているがん以外の疾病患者など、対象者や金額などに行政間の格差があることなどの指摘も頂戴しております。

そこで改めて、がん患者へのアピアランスケア支援事業について、さらなる支援の充実を検討してはどうかと考えますが、事業の成果や評価と併せて有賀厚生部長に伺います。

ところで、副作用が少なく、仕事を続けながら通院でがん治療が可能な陽子線治療があります。

がんの治療法は、外科手術、抗がん剤治療などの化学療法と放射線治療が３大治療法とされますが、放射線療法の中でも粒子線治療の一つに位置づけられるのが陽子線治療です。治療期間は患者によって異なるようですが、肝臓がんであれば２から７週間程度、１回の照射にかかる時間は１５から３０秒ほどで、通院のみで治療が完結できるため仕事や子育てとの両立が可能とのことであります。

残念ながら、富山県内には陽子線治療施設はありませんが、患者にとって治療の選択肢が広がることは重要だと考えます。

北陸で唯一、陽子線治療を行う施設を開設している福井県では、

治療を受ける患者の経済的負担を軽減し、より多くの方に治療を受けやすくするため、交通費等の一部を助成しています。

陽子線治療は、がん患者にとって最適な治療法としての選択肢となることが期待されますが、本県においても、陽子線治療などの先進医療を受ける患者とその家族に寄り添った支援を検討してはと考えるますが、有賀厚生部長に伺います。

最後に、子供の福祉について3点伺います。

5歳児の健康診査は、発達障害の早期発見と支援につながる効果的な取組だと考え、昨年11月、予算特別委員会でも普及推進を求めたところであります。

発達障害が一般的に知られるようになって受診希望者が増える中、全国的に児童精神科医の不足が深刻であり、本県においても、初診までに半年から1年以上待つことも少なくないとの声が寄せられております。

そうした中、今年度、政府は、発育や健康状態を確認する乳幼児健診をめぐり、発達障害の早期発見に有効として5歳児健診の普及に向け、自治体への支援強化に乗り出したとのことであります。

言うまでもなく、子供の発達障害などの特性が早期に分かれれば、医療や福祉を含む地域での連携が可能となり、本人や家族の困り事を減らすことにもつながり、検診によって早期に発達障害等の特性に気づき、適切な支援や療育につなげることができれば、その後の小学校生活の円滑な適応が期待できます。実際に5歳児健診を導入した自治体では、不登校が減ったという研究結果もあります。

そこで改めて、本県においても、5歳児健診の実施を促進するべきと考えますが、県内市町村における5歳児健診の実施状況と併せ

て川西こども家庭支援監の所見を伺います。

さきの教育警務委員会においても触れましたが、私は、先月、郊外の県立高校の普通科に、この春４月に入学した車椅子の生徒とその御両親にお会いしてきましたが、改めて道路や交通機関も含めた公共施設等のバリアフリー化が進んでいないことを実感してきました。

そこで改めて伺いますが、学校施設のバリアフリー化は、障害のある生徒のみならず教職員、保護者、地域住民らの多様な人々が、安全でかつ円滑に利用するための対策であるとともに、災害発生時には避難所としての役割も果たす施設であることを踏まえると、大変重要であります。

バリアフリー法では、学校の既存施設に対しても段差解消やエレベーター設置が求められていますが、県立高校における整備状況はどうか広島教育長に伺います。

また、今後の高校再編や老朽化対策を踏まえ、中長期的に進めていくことも大事なことでありますが、一方では、人権保障や教育の公平性の観点からは、現在学校に通う生徒の安全や安心を確保する必要もあります。バリアフリー法上、高校については努力義務ではありますが、その重要性や必要性は小中学校等と同様であると考えます。さらに、知事が訴えるこどもまんなか社会を目指す、また誰一人取り残さないとの個別の対応も必要だとも考えます。

そこで、最後に改めて、エレベーターの設置など県立高校のバリアフリー化について今後どのように進めていくのか広島教育長に伺い、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございます。

○副議長（永森直人）新田知事。

〔新田八朗知事登壇〕

○知事（新田八朗）佐藤則寿議員の御質問にお答えします。

まず、熱中症についての御質問にお答えします。

県内でも毎年多くの熱中症被害が発生しておりまして、令和6年度に熱中症で緊急搬送された方の65%が65歳以上の御高齢の方であるなど、高齢者のいわゆる熱中症弱者に対する重点的な対策が必要と考えています。

昨年度、生活環境文化部と厚生部のサンドボックス予算を活用して、熱中症に関する周知活動を、新聞、テレビ、ラジオ、そしてSNSで行いました。その効果をアンケート調査により検証するという試みをしました。その結果、これらの新聞、テレビ、ラジオ、SNSなどによる広報だけでは、御高齢の方の熱中症対策の実践に必ずしもつながっていないということが明らかになりました。

そのため、何がいいのかということで、やっぱり紙媒体ということが分かりました。なので、本年度新たに、熱中症の目安となる暑さ指数あるいは室内での積極的な冷房の利用などを、御高齢の皆さんに分かりやすく解説した啓発チラシを作成し、各市町村の民生委員や環境保健衛生協議会などを通じて御高齢の皆さんに個別、直接にお届けできるよう、関係機関への配布を開始したところであります。早いところでは今週から配布が始まっています。

また、昨年施行された改正気候変動適応法に基づきまして、県内の文化施設や商業施設など217か所が市町村により県内でクーリングシェルターに指定されているほか、熱中症リスクが極めて高い熱中症特別警戒アラートが発令された場合、一斉メールシステムによ

りまして、市町村や高齢者福祉施設、救急医療機関などに速やかに連絡する体制も整備しているところです。

今年の夏も高温が予想されています。関係機関と連携して、高齢者などの熱中症被害の防止に積極的に取り組んでまいります。

次に、事業承継についての御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、経営者の高齢化に伴い、中小・小規模事業者の事業承継は、地域経済の活力や雇用の確保にとって喫緊の課題と認識しています。

令和3年度に実施した調査では、県内60歳以上の中小企業経営者のうち約4割が後継者未定と回答し、特に小規模事業者ほど承継準備ができていないという経営者の割合が高い結果となりました。

こうした状況に対応するため、事業承継の促進に向けた多角的な取組を展開してきたところです。具体的には、事業承継セミナーの開催、県制度融資による事業承継時の資金繰り支援、また、事業承継つなぐサポート事業費補助金による計画策定支援、さらに、新世紀産業機構内の富山県事業承継・引継ぎ支援センターの後継者人材バンクを通じたマッチングを支援しています。

こうした中で、国の独立行政法人中小企業基盤整備機構から、令和5年度の事業評価において、富山県事業承継・引継ぎ支援センターはA評価という最高のランクの評価をいただいているところです。これも、県として、関係機関と力を合わせ事業承継支援に努めてきた成果の一つであると受け止めています。

今年度は、先ほど述べましたが、まずサポート補助金の予算枠を拡充いたしました。さらに4月には新たに、県の信用保証協会、それから日本政策金融公庫の富山支店及び高岡支店と事業承継等に関

する覚書を締結し、情報共有と連携の強化を図りました。また、令和３年度以来４年ぶりになりますが、事業承継アンケート調査を実施し、事業承継に課題を抱える企業を特定した上で、よりきめ細やかな個別支援につなげていきたいと考えています。

議員御紹介いただいた福井県の事例も参考にしながら、今後とも富山県事業承継・引継ぎ支援センターをはじめ関係機関との連携を一層強化し、県内中小・小規模事業者の円滑な事業承継の促進に積極的に取り組んでいきます。

私からは以上です。

○副議長（永森直人）蔵堀副知事。

〔蔵堀祐一副知事登壇〕

○副知事（蔵堀祐一）私からは、災害時の福祉的支援に関する御質問にお答えをいたします。

今回の法改正では、令和６年能登半島地震の教訓などを踏まえまして、災害対策基本法などにおいて福祉サービスの提供が明記をされました。多様な支援ニーズに対応できますように、被災者に対する福祉的支援の充実を図ることとされております。

県では、令和元年に県内の福祉関係団体と災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）の派遣に関する協定を締結しております。災害時における福祉サービスの支援体制の構築にも努めてきているところです。

このＤＷＡＴは、今回の法改正によりまして、避難所以外で生活を送られている被災者の方に対しましても、福祉的支援を行うこととなります。ただ、在宅や車中泊の被災者の支援ニーズをどのように把握し福祉サービスを提供していくか、これらについては実際の運用に当たって解決すべき課題があると考えております。

今後、国において、法改正を踏まえましたD W A Tに係る標準的な活動マニュアルの作成、また初動対応の体制整備、研修・訓練も進めるというふうに聞いております。

県庁内関係課はもとより市町村や福祉関係団体との間で、国の動向や運用上の課題等について意見交換しながら、被災者に対する福祉的支援の充実に努めてまいります。

以上です。

○副議長（永森直人）中林危機管理局長。

〔中林 昇危機管理局長登壇〕

○危機管理局長（中林 昇）私からは2つの質問にお答えします。

最初に、防災情報システムの連携についてお答えします。

令和6年能登半島地震では、国、県、市町村、関係機関が情報収集を行いました。そうした情報が一元化されず、迅速な支援の実施に課題がありました。そこで、災害対応検証では、改善の5つの柱の一つにD Xを掲げ、デジタル技術の活用による災害対応の迅速化、効率化と情報の一元化を目指すことにしています。

議員御紹介の内閣府新総合防災情報システム（S O B O－W E B）は、国の機関だけでなく地方公共団体やインフラ事業者などの民間事業者も利用でき、昨年4月から運用が開始されています。このシステムは、各機関のシステムを連携し、災害情報を集約して地図上に可視化することにより災害情報を俯瞰的に捉え、被害の全体像が把握できる大変有効なツールであると考えています。

このため、情報収集の効率化の観点からも、県と市町村、消防との間で情報を共有する県の総合防災情報システムと、この国のシステムの連携作業を鋭意進めています。これにより、富山県が被災し

た場合はもとより、南海トラフ地震対応など富山県から他県に応援に向かうことも念頭に、他県の被害情報や避難所の開設状況、道路の寸断状況などを関係者間でリアルタイムに共有が可能となり、迅速な救援、救助など初動体制の確保や災害対策本部のオペレーションの迅速、効率化に資するものと期待しています。

県では、今年度内に両システムを連携させ、関係者間で円滑に情報を共有できる体制の構築を図るとともに、内閣府と共催で来月実施する新総合防災情報システムの研修等を通じて、デジタル技術を有効に活用できる人材育成を進め、地域防災力の向上に努めてまいります。

最後に、被災者データベース・システムについての御質問にお答えします。

石川県は、能登半島地震の直後に、被災者台帳の作成を支援するため被災者データベースを構築したことにより、被災者の基本情報が連携、共有され、避難所運営の業務効率化及び被災者の負担軽減となったとしております。ただ、その一方で、他の都道府県の市町村に広域避難した被災者の情報を共有する仕組みとなっていないなどの課題もあったとしております。

こうした課題を踏まえ、石川県では、昨年9月に国や東京都や他県、民間事業者で構成するワーキンググループを設置し、このシステムを全国展開モデルとするため必要な機能等について検討し、今年の4月に自治体向けに広域被災者データベース・システムの導入手順書及び仕様書を公表し、導入を促しています。

また、本県の能登半島地震に係る災害対応検証では、県内の市町村の避難所に他の市町村からの広域避難者がいたことや、石川県か

らの広域避難者の個別支援ニーズが分からず、受入れ後の確認、対応に時間を要したなどの課題があったことから、この石川県のシステムの活用を検討することになっています。

今後、石川県をはじめ、このシステムの開発に協力した自治体からも情報収集するとともに、避難所の在り方を検討する本県のプロジェクトチームでも議論を行うなど、効果的な広域避難に対応したシステムの役割について研究してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○副議長（永森直人）山室商工労働部長。

〔山室芳剛商工労働部長登壇〕

○商工労働部長（山室芳剛）私からは、3問いただいたうち、まず熱中症対策についての御質問にお答えいたします。

厚労省の発表によりますと、昨年職場での熱中症による全国の死傷者数は、統計開始の2005年以来最多の1,257人に達しました。また、富山労働局によると、昨年の県内の熱中症による死傷者数は、前年よりも6名減少したものの12名と過去10年間で3番目に多かったです。

議員御紹介のように、こうした状況を踏まえまして、職場における熱中症予防対策の強化を図るための改正労働安全衛生規則が6月1日に施行され、事業者に対し、熱中症のおそれのある従業員の早期発見のための体制整備や、重篤化を防止するための措置の実施手順の作成及び関係作業への周知が義務づけられたところでございます。

富山労働局におきましては、5月から9月まで、STOP！熱中症クールワークキャンペーンを展開し、県内事業者に対して、暑さ

指数の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施や、熱中症のおそれのある労働者を早期に見つけ、身体の冷却や医療機関への搬送など適切な措置ができる体制整備などについて重点的に周知啓発を行っていくこととしています。

県といたしましても、広報紙「労働とやま」に同キャンペーンを掲載し、県内事業者や関係団体への幅広い周知を図ることで取組の積極的な後押しを進めているところでございます。

今夏は例年以上の高温が予想されており、働き手の命と健康を守ることは喫緊の課題であると考えております。県といたしましても、今後とも富山労働局や関係団体と緊密に連携し、県内企業における熱中症予防対策の徹底と現場への浸透を強力に呼びかけてまいりたいと存じます。

次に、中小企業の成長に向けた支援についての御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、県内中小企業は、原材料費の高騰、人手不足など非常に厳しい経営環境に直面しております。こうした難局を乗り越え企業が持続的な成長を遂げるためには、生産性の向上や新事業の展開などにより、稼ぐ力を強化していくことが不可欠であると認識しております。

このため県では、多角的かつきめ細やかな施策を展開しております。具体的には、中小企業トランスフォーメーション補助金によるDX支援、中小企業チャレンジファンドによる新商品開発や販路開拓支援、県制度融資による設備投資支援などにより、企業の変革と前向きな挑戦を力強く後押ししております。

また、成長企業の創出に向けては、高い成長性を持つスタートア

ップを集中的に支援する T－S t a r t u p 創出事業に取り組み、ロールモデルの創出とエコシステムの形成を目指しております。このほか、県の基幹産業である医薬品やアルミ産業などの成長産業分野における技術開発支援や人材育成などにも注力しております。

県といたしましては、議員から御紹介いただいた中小企業成長加速化補助金といった国の施策も最大限活用し、国や関係機関とこれまで以上に緊密な連携を図ってまいります。個々の企業の個別ニーズに合わせたきめ細やかな支援を強化することで、県内中小企業が未来に向けて果敢に挑戦し持続的な成長を実現できるよう、積極的に取り組んでまいりたいと存じます。

私からは最後でございます。中小企業の生産性向上に向けた支援についての御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、県内中小企業が物価高を上回る持続的な賃上げを実現するためには、賃上げの原資の確保、すなわち、デジタル技術の活用による省力化や生産性向上を通じて、企業の稼ぐ力の強化が不可欠であると認識しております。

県では、これまでも、賃上げにつながる設備投資を促進するため多角的な支援策を講じてまいりました。具体的には、中小企業トランスフォーメーション補助金では、事業実施期間内の時給単価10円以上の引上げを必須要件としておりまして、さらに前年同月比で3%以上の引上げを行った場合には、補助率を引き上げるというインセンティブも設けております。

また、国の業務改善助成金の上乗せ補助として実施しております賃上げサポート補助金でも、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた上で生産性向上に資する設備投資などを行うことを要件とし、

県内中小企業などを力強く支援しております。

御提案のあった、デジタル化や業務の機械化のための設備導入に対し、賃上げを条件とした補助制度を設けるべきという御意見については、まさに現在実施しております支援策と軌を一にするものと受け止めております。県といたしましては、今後とも、こうした生産性向上を促進し、県内中小企業が付加価値を確保しながら無理なく賃上げを実現できる環境整備に向けて、積極的な支援を展開してまいります。

私からは以上でございます。

○副議長（永森直人）有賀厚生部長。

〔有賀玲子厚生部長登壇〕

○厚生部長（有賀玲子）私からは、がん患者への支援について2問お答えいたします。

まず、がん治療に伴う外見の変化等に対して補正具購入費用の助成を行うアピアランスケア支援事業は、昨年4月には県内全ての市町村で実施されたことから、県では、市町村が行う補助に加える上乗せ補助として同年10月から開始しております。

昨年度の県補助の交付件数は、ウィッグ等448件、乳房補正具等119件であり、がんの治療を受けながら社会生活を円滑に営むための患者負担の一層の軽減につなげることができたと考えております。

一方、事業の課題について、がん診療連携拠点病院に設置されているがん相談支援センターからは、相談に来る方のおよそ半数が市町村及び県の助成制度を知らない、ウィッグの選び方が分からないため助言が欲しいといった相談が多いと聞いております。

こうしたことから、県としては、県や市町村の支援内容や相談窓

口をまとめたリーフレットを配布し、がん診療連携拠点病院やがん総合相談支援センターにおけるがん患者等への事業の周知の強化を図るとともに、医療機関や市町村の関係者を対象にした補正具の選び方や相談対応等アピアランスケア技術に関する研修会に取り組む等、アピアランスケアが必要ながん患者に、きめ細やかな支援が届くように努めてまいります。

続きまして、陽子線治療について。

こちらは、水素の原子核をがん組織に照射することによって、周囲の正常な組織への影響を減らし効率よく治療できる放射線療法の一つであって、全国20か所、うち北陸3県では福井県の治療施設で実施されているものでございます。

肝細胞がんや前立腺がんなど治療効果が確立している部位のがんについては、医療保険が適用されており高額療養費制度も利用できます。一方、効果について検証段階の部位のがんについては、先進医療として扱われております。

陽子線治療と一般的な放射線治療のどちらも一長一短があり、陽子線治療でなければ対応できないというものではないというふうにはされております。本県では、ほとんどの患者は、がん診療連携拠点病院に整備されている一般的な放射線治療機器で必要な治療が実施されており、拠点病院の医師からは、特別に陽子線治療の要望がある患者さんに対しては、福井県等の治療施設を紹介しているというふうに伺っています。

放射線治療だけでなく、がんの手術や化学療法においても県外の医療機関での治療を希望される方がおられ、また、がん以外の疾患においても県外の医療機関を受診している方もおられます。

こうした中で、陽子線治療等を受ける患者に限定した支援を行うということについては、現在のところは考えておりません。

私からは以上です。

○副議長（永森直人）川西こども家庭支援監。

〔川西直司こども家庭支援監登壇〕

○こども家庭支援監（川西直司）私からは、5歳児健診の実施状況等についての御質問にお答えをいたします。

5歳児健診は、現在、県内2つの自治体で実施され、今年度以降、実施を検討されている自治体もございますが、健診を行う医師等の確保が困難であること、健診後のフォローアップ体制が必ずしも十分でないなど、様々な課題があるとお聞きしております。

医師等の確保が困難な状況を踏まえ、国からは、集団検診ではなく、発達に課題のある幼児等を対象に実施する抽出健診など、地域の実情に応じた柔軟な実施方式が示されております。また、フォローアップ体制の整備については、全国の先行事例等を参照できる5歳児健康診査ポータル、これも周知されておりました、これらについて県から都度情報提供しているところでございます。

さらに、県では、市町村母子保健担当者会議や研修会を開催いたしまして、県内の先行事例の情報共有や意見交換等を行っており、引き続き必要な支援に努めてまいります。また、5歳児健診後フォローアップ体制の整備にも資するよう、今後、全市町村に発達に課題のある子供に対する保健事業や療育など支援の状況等を実地に伺い、さらなる支援の充実を検討してまいります。

私からは以上でございます。

○副議長（永森直人）広島教育長。

〔廣島伸一教育長登壇〕

○教育長（廣島伸一）いただきました2問のうち、まず県立高校におけるバリアフリー化の状況についてお答えをいたします。

県立高校は、いわゆるバリアフリー法におきまして、多くの方が利用される特定建築物に位置づけられておりまして、新築や増改築などの機会に、エレベーターやバリアフリースイレなど法令で定める基準に適合した施設を整備すること、これが努力義務とされております。この規定を踏まえまして、県教育委員会では、県立高校におきまして障害等の有無に関わらず安全に学校生活を送ることができる環境の整備に努めてきております。

お尋ねの県立高校における整備の状況でございますけれども、文部科学省が整備を促進しております3つの設備——バリアフリースイレ、スロープ等による段差解消、エレベーター——の整備状況、これを見ますと、まず、バリアフリースイレにつきましては、全ての県立高校において車椅子での使用が可能なトイレを1か所以上整備済みでございます。スロープ等による段差解消につきましては、23校でスロープを設置し段差解消が図られております。エレベーターにつきましては、新たに校舎を建設する機会に整備し、これまで3校で設置されている状況です。

このほか、階段の昇降機等につきましては、障害がある生徒が入学する際に、学校での生徒の生活範囲も踏まえながら個別に対応してまいりました結果、現在10校で整備済みとなっております。

次に、バリアフリー化の推進についてお答えいたします。

県立高校のバリアフリー化につきましては、計画的に整備する中長期の取組と個別の対応、その両方を組み合わせながら進めること

が求められます。

計画的な中長期の取組としましては、学校施設長寿命化計画に基づきまして既存施設を大規模改修する際や、新たな校舎を建設する際、エレベーターやバリアフリースイレなどを含め建物全体のバリアフリー化を検討することになります。

また、個別の対応といたしましては、これまで、入学予定または現に学校に通っておられる生徒さん及びその保護者の話を丁寧にお聞きしながら、当該生徒の安全で安心な教育環境を確保するため、段差解消や階段への昇降機の設置など環境改善に努めてまいりました。こうしたことは今後も引き続き柔軟に対応してまいりたいと考えております。

また、こうした対応には、国の補助金の活用や地方債など財源の確保が重要となります。このため、必要な予算の確保や制度の拡充につきまして、引き続き国にも要望してまいりたい。

県立高校のバリアフリー化は、生徒の安全・安心の確保に加えまして災害等の避難所機能の充実にもつながりますこと、こうしたことも踏まえて今後も取組を進めてまいります。

私からは以上です。

○副議長（永森直人）以上で佐藤則寿議員の質問は終了いたしました。